

# 実証事業団体及び先行する地方公共団体が継続して事業に取り組む場合に必要な個人情報の整理について (令和5年度全面施行の改正個人情報保護法への対応)

- 現在、こどもデータ連携は、地方公共団体が行政手続等で取得することとなる個人情報等を個人情報保護条例に基づき取扱いを定めて取り組んでいる状況。
- 個人情報保護法の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなった。（令和5年4月1日以降）
- そのため、現在、こどもデータ連携に取り組んでいる地方公共団体は、令和5年4月以降、個人情報保護条例ではなく、個人情報保護委員会の全国的な共通ルールの下、個人情報の取扱いを整理する必要があり、そのため「実証事業ガイドライン」（こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会）を改訂したところ。

## <地方公共団体が対応・検討すべき主な事項（個人情報関係）>

### ①個人情報の利用目的の特定等【法律事項】（「5.4.3 利用目的の特定における整理事項」等）

※（ ）内は「実証事業ガイドライン」の該当箇所

こどもデータ連携を行う場合に、利用目的を特定することが必要である。また、扱う情報項目に応じて、取り扱う主体、取得方法、取扱い方法や目的、取り扱う必要性、安全管理措置の状況等について整理する必要がある。整理については、地方公共団体内において内部整理を行うことを想定。

### ②個人情報の目的外利用の整理【法律事項】（「5.4.6 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当な理由がある場合）」）

①で各内容について整理したとしても、既に別の利用目的を特定して保有している個人情報は目的外利用の整理が必要になる。臨時的であること、事務に必要な限度であること、相当の理由があること、権利利益を不当に侵害することがないことを整理する必要がある。整理については、地方公共団体内において内部整理を行うことを想定。

### ③安全管理措置【法律事項】（「7.5 安全管理措置」）

組織的安全管理措置（扱う担当課室の特定等）、人的安全管理措置（研修の実施等）、物理的安全管理措置（入退室記録や制限）、技術的安全管理措置（システムのアクセスコントロール等）を講じる必要がある。

### ④個人情報ファイル簿【法律事項】（「5.5.2 個人情報の利用における手続上の留意点（2）個人情報ファイル簿の作成」）

利用目的に応じた個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようとするため、①②を踏まえて、作成する必要がある。

### ⑤取組の対象となるこどもや家庭への周知（「5.4 個人情報の取扱いに応じた整理」等）

④と合わせて、自己の個人情報の利用目的について認識できるよう利用目的の公表（HP上の公表）や説明等を検討する必要がある。

### ⑥プライバシー保護等も含めたデータガバナンス体制の構築（「4 データを取り扱う主体の整理・役割分担」「5.7 プライバシーの保護」）

プライバシー影響評価（PIA）や、プライバシー保護責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築を検討する必要がある。